

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第46号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和48年瀬戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第4条関係）				別表（第4条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項	第1種電柱	1本1年につき	円 990	法第32条第1項	第1種電柱	1本1年につき	円 950
掲げる工作物	<省略>		<省略>	掲げる工作物	<省略>		<省略>
	第1種電話柱		880		第1種電話柱		850
	<省略>		<省略>		<省略>		<省略>
	その他の柱類		88		その他の柱類		85
	<省略>				<省略>		
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	860		路上に設ける変圧器	1個1年につき	830
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	530		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	510
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,800		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	1,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱		740		郵便差出箱及び信書便差出箱		720

広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 200	広告塔	表示面積 1 平方メートル 1 年につき	2, 400
その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 800	その他のもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1, 700
法第 3 条第 1 項外径が 0. 0 7 メートル未満の第 2 号にもの	長さ 1 メートル 1 年につき	37	法第 3 条第 1 項外径が 0. 0 7 メートル未満の第 2 号にもの	長さ 1 メートル 1 年につき	36
掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	53	掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの	51
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	79		外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの	77
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	110		外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの	100
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	160		外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの	150
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	210		外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの	200
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	370		外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの	360

		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		530		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		510
		外径が 1 メートル以上のもの		1,100		外径が 1 メートル以上のもの		1,000
法第 32 条第 1 項 第 3 号に掲げる施設	自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	自法第 2 条第 5 項に規定する他の自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	<省略>	法第 32 条第 1 項 第 3 号に掲げる施設	自法第 2 条第 5 項に規定する他の自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	長さ 1 メートル 1 年につき	<省略>
				18				17
		<省略>				<省略>		
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき	880		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 1 平方メートル 1 年につき
		地下に設けるもの		530			地下に設けるもの	
	その他のもの			1,800		その他のもの		1,700
法第 32 条第 1 項 第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,800		法第 32 条第 1 項 第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートル 1 年につき	1,700
法第 32	上空に設ける通信施設	占用面積	1,100		法第 32	上空に設ける通信施設	占用面積	1,200

条第1項路	1 平方メートル	1 平方メートル
第5号に地下に設ける通路	1 平方メートル 1 トール 1 年につき	1 平方メートル 1 トール 1 年につき
掲げる施設	1, 800	1, 700
その他もの		
法第32祭礼、縁日その他の催しに際し第6号に、一時的に設ける施設	占用面積 22	占用面積 24
条第1項他の催しに際し第6号に、一時的に設ける施設	1 平方メートル 1 トール 1 日につき	1 平方メートル 1 トール 1 日につき
その他もの	占用面積 220	占用面積 240
1 平方メートル 1 トール 1 月につき		
令第7条看板(ア)第1号に掲げる物件	表示面積 220	表示面積 240
一時的に設けるものるものを除く。)	1 平方メートル 1 トール 1 月につき	1 平方メートル 1 トール 1 月につき
その他表示面積のもの	2, 200	2, 400
1 平方メートル 1 トール 1 年につき		
<省略>		
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本 1 日
		22
その他	1 本 1 月	220
のものにつき		
幕(令第7条第4号に掲げる工事用)	祭礼、その面積	22
縁日その他の	1 平方メートル 1 トール 1 日につき	1 平方メートル 1 トール 1 日につき
る工事用		

		施設であ るものを一時的 除く。)に設け るもの			施設であ るものを一時的 除く。)に設け るもの		
		その他 のもの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	220	その他 のもの	その面積 1平方メ ートル1 月につき	240
		アーチ	車道を 横断す るもの	1基1月 につき	2,200	アーチ	車道を 横断す るもの
		その他 のもの		1,100	その他 のもの		1,200
		令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	220	令第7条 第4号に 掲げる工 事用施設 及び同条 第5号に 掲げる工 事用材料	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	240
		令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	180	令第7条 第6号に 掲げる仮 設建築物	占用面積 1平方メ ートル1 月につき	170
		令第7条 第12号 に掲げる 器具	占用面積 Aに0.0 1平方メ ートル1 年につき	25を乗じ て得た額	令第7条 第12号 に掲げる 器具	占用面積 Aに0.0 1平方メ ートル1 年につき	33を乗じ て得た額
		令第7条 第15号 に掲げる 施設	占用面積 Aに0.0 1平方メ ートル1 年につき	31を乗じ て得た額			
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に徴収する占用料について適用し、同日前に徴収する占用料については、なお従前の例による。